

渋谷区告示第146号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第134条第1項の規定に基づき、ソフトタウン青山マンション等売却組合の定款の変更を令和8年6月30日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第120条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月30日

渋谷区長 長谷部 健

1 組合の名称

ソフトタウン青山マンション等売却組合

2 売却マンションの名称及びその所在地

（1）名 称 ソフトタウン青山

（2）所 在 地 東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号

3 事務所の所在地

東京都港区南青山五丁目1番25号 北村ビル内

4 設立認可の年月日

令和8年3月4日

5 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

7 定款変更の認可の年月日

令和8年7月30日

渋谷区告示第147号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第134条第1項の規定に基づき、ソフトタウン青山マンション等売却組合の資金計画の変更を令和8年6月30日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第120条第1項の規定により、次のように告示する。

令和8年7月30日

渋谷区長 長谷部 健

1 組合の名称

ソフトタウン青山マンション等売却組合

2 売却マンションの名称及びその所在地

（1）名称

ソフトタウン青山

（2）所在地

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号

3 事務所の所在地

東京都港区南青山五丁目1番25号 北村ビル内

4 設立認可の年月日

令和8年3月4日

5 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

7 資金計画の変更の認可の年月日

令和8年7月30日